



令和5年3月末に退職されるみなさまへ



退職予定者
向け

退職後の医療保険のしくみ

資格 担当
☎06-6941-3164

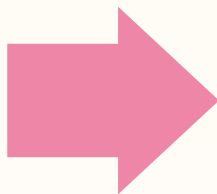
※令和4年10月より共済制度の適用拡大(健康保険)により、非常勤職員等についても共済組合加入となります。制度改正により、**一般組合員(健康保険・年金制度適用)**と**短期組合員(健康保険のみ適用)**の2区分にそれぞれ分かれています。
(赤字：一般組合員、青字：短期組合員)

退職後の健康保険の加入について

退職した日の翌日から、公立学校共済組合の組合員資格がなくなります。今まで使用していた**組合員証等(注1)**は使用できなくなりますので、何らかの健康保険制度に加入しなければなりません。

退職後に加入する健康保険制度は、退職後の進路等により異なりますので、次のA～Eを参考にしてください。

退職
(資格喪失)



- A **再任用フルタイム(週38時間45分)** 及び **再任用短時間勤務(週20時間以上)** ⇒公立学校共済組合加入
- B **健康保険制度の適用がある再就職**
- C **任期付職員** 及び **臨時的任用職員** ⇒公立学校共済組合加入
- D **非常勤職員(週20時間以上で2ヵ月を超えて任用される見込みかつ賃金月額88,000円以上)** ⇒公立学校共済組合加入
- E **再任用勤務(週20時間未満)・非常勤職員(Dの条件に該当しない任用形態)** もしくは **健康保険制度の適用がない再就職** または **再就職しない**

A：再任用フルタイム勤務(週38時間45分) 及び 再任用短時間勤務(週20時間以上)

健康保険の加入先	公立学校共済組合大阪支部
扶養家族	扶養認定されている親族についても、原則、引き続き認定します。 (就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。)
組合員証等	現職時の組合員証等をそのまま継続して使用できます。

B：健康保険制度の適用がある再就職

健康保険の加入先	就職先の健康保険 (全国健康保険協会など) 健康保険制度の適用があるかどうかは、再就職の雇用先に必ずご確認ください。 適用がある場合は、 優先して加入 となるため任意継続組合員への加入はできません。
扶養家族	組合員と同時に扶養家族も資格喪失しますので、引き続き家族分の健康保険証が必要な場合は、就職先で手続きしてください。
組合員証等	現在の勤務校に預けていただくか、資格担当へ返送してください。「資格喪失証明書」が必要な場合は勤務校に預けず、「◆資格喪失証明書交付申請書」に添付し、 資格担当へ提出 してください。

◆印は当支部所定の様式です。当支部ホームページよりダウンロードすることができます。

HP → 手続ナビ内「様式集(諸用紙のダウンロード)」

→ 「組合員資格等関係の様式【1】」



(注1)「組合員証等」とは、「組合員証」「組合員被扶養者証」「公立学校共済組合高齢受給者証」「公立学校共済組合特定疾病療養受領証」「公立学校共済組合限度額適用・標準負担減額認定証」「公立学校共済組合限度額適用認定証」のことを指します。



C：任期付職員 及び 臨時的任用職員

令和2年4月1日から、地方公務員法の改正により、フルタイムで勤務する常勤講師等の臨時的任用職員については任用の日から公立学校共済組合の資格を取得することとなりました。

また、同一の任命権者による任用が、退職から9日以内に再度行われる場合など、事実上の任用期間が中断することなく存続していると勤務の実態に照らして判断される場合、組合員資格は喪失しないものとして取り扱われることとなります。

ア：同一の任命権者による任用が9日以内（空白期間が8日以内）に行われる場合

前任用の終期後、任用の始期までの間も、**組合員期間は継続します。**

健康保険の加入先	公立学校共済組合大阪支部
扶養家族	扶養認定されている親族についても原則、扶養の認定は継続します。就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申告を行ってください。
組合員証等	現職時の組合員証等をそのまま継続して使用できます。

イ：同一の任命権者による任用が9日以内（空白期間が8日以内）に行われない場合

前任用の終期後、任用の始期までの間は、**組合員期間は継続しません。**

健康保険の加入先	公立学校共済組合大阪支部 任用日からの加入となるため、 再度、資格取得手続きが必要です。 (注2)
扶養家族	組合員の資格取得と同様に、被扶養者の認定申告が必要となります。
組合員証等	前任用の終期後の組合員証は、現在の勤務校または資格担当へ返送してください。 資格取得手続きにより、新たに組合員証等を交付します。 被扶養者の認定申告を行う場合、被扶養者証の交付は組合員証の交付時期とは異なります。

ウ：異なる任命権者に任用される場合

前任用の終期後、任用の始期までの間は、**組合員期間は継続しません。**

前任用の終了後、引き続き異なる任命権者に任用される場合、組合員証等の番号変更をするための手続きが必要となる場合があります。

健康保険の加入先	公立学校共済組合大阪支部 任用日からの加入となるため、 再度、資格取得手続きが必要です。 (注2)
扶養家族	組合員の資格取得と同様に、被扶養者の認定申告が必要となります。
組合員証等	前任用の終期後の組合員証は、現在の勤務校または資格担当へ返送してください。 資格取得手続きにより、新たに組合員証等を交付します。 被扶養者の認定申告を行う場合、被扶養者証の交付は組合員証の交付時期とは異なります。

◎任命権者とは、大阪支部では以下の通り、任命権者を区分しています。

区分	府費負担教職員 (豊能地区はそれぞれ異なる任命権者)	大阪市費負担教職員	堺市費負担教職員	政令市を除く市費負担及び公立大学法人等の教職員
	府費	大阪市費	堺市費	市費(注3)

(注2) 組合員期間が継続していない任用の場合について、その間に組合員証等を提示しての診療は受けないようお願いします。誤って使用された場合は、後日、医療費等を返還いただきますのでご注意ください。

(注3) 市が異なれば、異なる任命権者として扱います。



D：非常勤職員（週20時間以上で2ヵ月を超えて任用される見込み かつ 賃金月額88,000円以上）

ア：同一の任命権者による任用が1日もあかずに行われる場合

健康保険の加入先	公立学校共済組合大阪支部
扶養家族	扶養認定されている親族についても原則、扶養の認定は引き続きです。就職するなど認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申告を行ってください。
組合員証等	現職時の組合員証等をそのまま継続して使用できます。

イ：同一の任命権者による任用が1日以上空白期間をあけて行われる場合（注4） または異なる任命権者に任用される場合

健康保険の加入先	公立学校共済組合大阪支部 任用日からの加入となるため 再度、資格取得手続きが必要です。 （注2）
扶養家族	組合員の資格取得手続きと同様に、被扶養者の認定申告が必要となります。
組合員証等	前任用の終期後の組合員証は現在の勤務校または資格担当へ返送してください。資格取得手続きにより、新たに組合員証等を交付します。 被扶養者の認定申告を行う場合、被扶養者証の交付は組合員証の交付時期とは異なります。

（注4）「C：任期付職員及び臨時的任用職員」とは扱いが異なり、同一の任命権者であっても、空白期間があれば組合員期間は継続しない場合があります。

E：再任用勤務（週20時間未満）・非常勤職員（Dの条件に該当しない任用形態）
もしくは 健康保険制度の適用がない再就職、または就職しない場合

次の①～③から選択（①・②は保険料等の納付が必要）

①公立学校共済組合の任意継続組合員になる

健康保険の加入先	公立学校共済組合大阪支部
扶養家族	扶養認定されている扶養親族の要件が引き続き場合には、継続して任意継続組合員の被扶養者となります。就職するなど認定要件から外れる場合は、申込時に「任意継続組合員申出書」内に扶養から取消す旨を明記するか、組合員の任意継続加入手続きが完了してから被扶養者認定取消申告行ってください。
組合員証等	退職時の組合員証等は使用できません （組合員証等は切り替わります）。 事前申出をする方は、現職時の組合員証等は4月1日以降に資格担当へ返送してください。退職後に申出する方は、現職時時の組合員証等は「任意継続組合員申出書」に添付してください。⇒任意継続組合員の申出手続きについてはP.16~17をご覧ください。 任意継続組合員証は申出後に処理が完了次第発行します。



②国民健康保険に加入する

健康保険の加入先	お住まいの市区町村の国民健康保険
扶養家族	組合員と同時に被扶養者資格を喪失しますので、被扶養者認定取消申告は必要ありません。引き続き家族分の健康保険証が必要な場合は国民健康保険の窓口でご確認ください。
組合員証等	「◆資格喪失証明書交付申請書」に添付し、資格担当へ提出してください。
手続きについて	お住まいの市区町村の国民健康保険主管課窓口にて、退職日より14日以内の手続きが必要です。国民健康保険加入手続きには「資格喪失証明書」が必要になります。「◆資格喪失証明書交付申請書」を作成し、退職日以降に組合員証等を添えて資格担当へ提出してください(郵送可)。申請書到着後にご自宅へ証明書を送付します。

③家族が加入している健康保険の被扶養者になる

健康保険の加入先	家族が加入している健康保険
扶養家族	組合員と同時に被扶養者資格を喪失しますので、被扶養者認定取消申告は必要ありません。被扶養者の認定基準は健康保険制度により異なります。家族が加入している健康保険へ確認ください。
組合員証等	現在の勤務校または資格担当へ返送してください。「資格喪失証明書」が必要な場合は勤務校に預けず、「◆資格喪失証明書交付申請書」に添付し、資格担当へ提出してください。

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例の延長について

本特例は令和3年9月16日付け公立阪第281号により通知しておりますが、新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種の実施期間が令和4年9月末まで延長されたことから、その対象期間を令和4年9月末まで延長していたところです。しかし、令和4年9月半ば過ぎからオミクロン株対応ワクチンを使用した追加接種が開始され、特例措置の期間が令和5年3月末まで延長されたことにあわせ、当支部においても同様の取扱いとします。詳細については当共済組合大阪支部のホームページ「お知らせ」をご確認ください。

退職予定者
向け

**資格喪失後は、保険証(組合員証・被扶養者証)
の使用はできません!**

医療担当
☎06-6941-2867

組合員の資格を喪失(退職・転出・講師期限満了・認定要件を欠いたとき等)されると、現在お持ちの保険証(組合員証・被扶養者証)(以下、組合員証等)は使用できなくなりますので、ご注意ください。

資格喪失後に組合員証等を使用された場合、共済組合が負担した医療費(7割もしくは8割部分、高額療養費など)や附加給付(一部負担金払戻金、家族療養費附加金など)を返還していただくこととなります。該当の方には、返還金額の確定後に当支部から返還請求に関する通知を送付いたします。

共済組合に返還された医療費については、資格喪失後に加入された健康保険組合等に療養費として請求できる場合があります。詳しくは資格喪失後に加入された健康保険組合等にご確認ください。

